

# 芳賀町 下延生地区防災計画



令和 7 年 4 月 1 日 施行

下延生自主防災会



## 1. はじめに

阪神・淡路大震災と東日本大震災の教訓を受け、災害時には行政の支援を待たず、地域住民が自らの力で自助・共助を行うことの重要性が認識されました。この経験を基に、災害対策基本法が改正され、平成 26 年 4 月から地区防災計画制度が始まりました。

この制度の目的は、災害発生時に地域コミュニティの防災力を向上させ、自助・共助の行動を促進することにあります。

## 2. 計画対象地区及び策定主体

### 1) 計画対象地区

栃木県芳賀郡芳賀町下延生地区

上郷西、上郷、上郷東、上郷南、城興寺、下郷東、下郷の 7 行政区

### 2) 計画策定主体

芳賀町下延生自主防災会

## 3. 基本的な考え方

### 1) 基本方針(目的)

当地区では、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。この取り組みを計画的に推進するため、地区住民を主体とした自主防災組織を構築し、この行動の規範としての地区防災計画を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における自助、共助を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区の防災力を高めていく。

### 2) 活動目標

1. 個々人が災害に備えられるよう知識や技術の習得ができるような取組や啓発活動を行います。
2. 当地区の危険箇所を住民で共有できるようにします。
3. 災害時や復興時に町と情報共有をできるようにします
4. 地域住民で災害時要支援者の対応をできる体制を構築します
5. 日中、夜間でも機能する防災組織を構築します

## 4. 地区の特性(想定される災害)

### 1) 自然特性

町作成の洪水ハザードマップによると下延生地区は、0.0～0.5m の区域及び 0.5～3.0m の区域が河川の浸水洪水が想定されている。また、浸水想定対象河川として下延生地区には五行川が対象であり河岸浸食及び氾濫流により家屋倒壊の恐れがある地域となっている。

芳賀町防災WEB <http://www-bousai.town.tochigi-haga.lg.jp/>

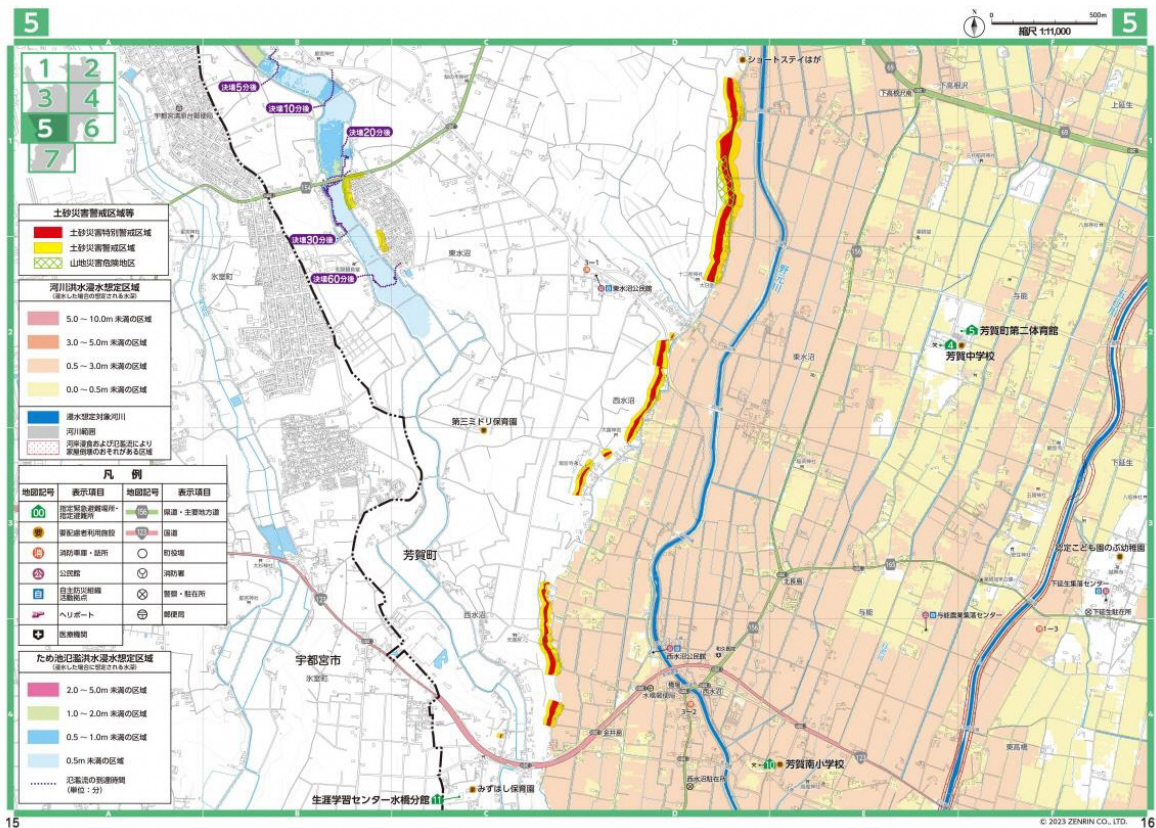
国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/index>

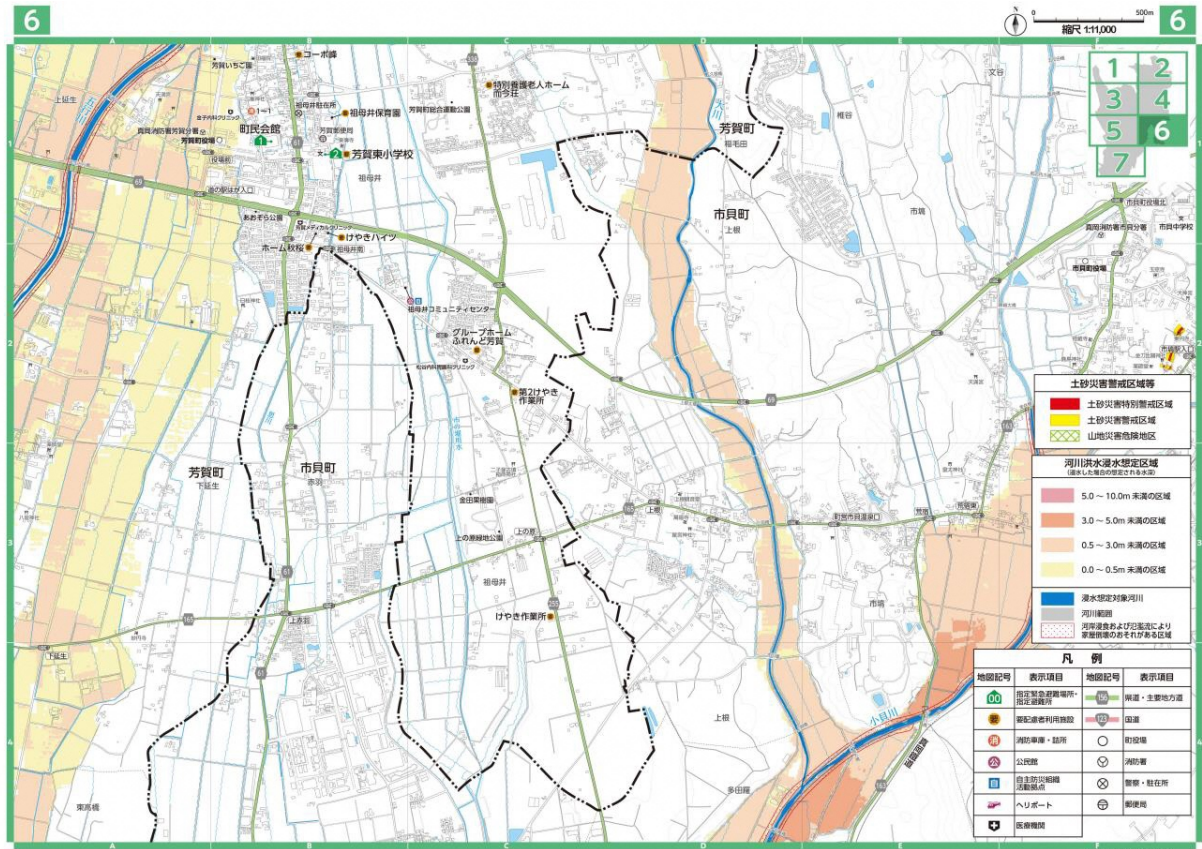
## 2) 社会特性

地震、台風、竜巻等の自然災害から命を守るために、避難所の利用が適切と判断される場合、および家屋やライフラインの損壊により、自家での居住が困難と判断される場合は、町指定避難所へ避難するが、「警戒レベル3～5の受報に応じて防災会は防災本部を下延生集落センタに設置し、必要に応じて臨時避難場所の開設を行う」。

一方、災害の規模が甚大なケース等では、下延生集落センタが被災する可能性があり、臨時の避難所として機能しないことが想定される。この場合は、下延生集落センタを臨時避難所として開設せず、町指定の避難所を利用する。

## 5. 防災マップ





ハザードマップ - 災害への備え - 芳賀町 防災 WEB ([town.haga.tochigi.jp](http://town.haga.tochigi.jp))

最新情報は HP から⇒[http://www-bousai.town.haga.tochigi.jp/bousai/saigai/saigai\\_1.html](http://www-bousai.town.haga.tochigi.jp/bousai/saigai/saigai_1.html)

### 6. 5 段階の警戒レベル

警戒レベルと取るべき行動を理解し、自然災害の発生が想定される状況下では、命を守るために適切な行動が出来るように日ごろから準備しておくことが重要である。

避難情報レベル			防災気象情報(警戒レベル相当情報)		
警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報等		洪水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5 災害発生または切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
4 災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	4 相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3 災害発生のおそれあり	危険な場所から高齢者は避難	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警戒	大雨警戒
2 気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨注意報 洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報	—
1 今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報	1 相当	—	—

## 7. 防災活動の内容

## 1) 防災活動の体制

附則 1 「下延生自主防災会組織及び防災活動体制表」 参照

※年度の行政区改選にて各行政区長が選出し体制を構築する

## 2) 防災活動の班編成

班名	平常時の業務	災害時の業務
総務・情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体調整</li> <li>・防災知識の普及</li> <li>・避難訓練計画の策定</li> <li>・情報収集、伝達方法の確認、広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体調整</li> <li>・現状の災害情報の収集(芳賀町/WEB)</li> <li>・行政との窓口として対応(連絡事項)</li> <li>・各行政区長からの被災・避難状況の全体集計</li> <li>・安否状況(*/*/**世帯)</li> <li>・避難人数(避難所**人/その他)要支援者</li> <li>・各班との連携及び情報収集</li> </ul>
避難誘導・要支援者対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険個所の点検、避難通路の確定</li> <li>・要支援者の支援体制の整備</li> <li>・要支援者の状況把握 (町から提供されたリストに基づき管理する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民、要支援者の避難誘導</li> <li>・安否状況(*/*/**世帯)</li> <li>・避難人数(避難所**人/その他)要支援者 上記情報を総務・情報班へ報告する</li> </ul>
資機材・整備避難所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資機材のリストアップと備蓄状況の確認</li> <li>・定期的な資機材の点検とメンテナンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時避難所の開設(臨時避難所利用要請時)</li> <li>・テント設営</li> <li>・食料(水・乾パンなど)の準備</li> <li>・発電機等インフラの準備</li> <li>・付則2 避難所開設ガイドライン参照</li> </ul>

## 3) 平常時の活動

自主防災組織や地区で協力し、「共助」を実施していくためにも、まずは自分や家族で身を守る「自助」の取り組みは必要不可欠です。

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

## 1) 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。

地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います

## 2) 避難要支援者の把握

一人でも多くの命を救うことを目的とした避難支援体制づくりのために、避難行動要支援者を事前に把握します。

## 3) 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

## 4) 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。

芳賀町の防災訓練計画及び自主防災会訓練計画に基づき実施する。

#### 4) 発災直前の活動

発災時には自助・共助の力がとても重要になります。地区で助け合える体制づくりをしましょう。

##### 1) 身の安全の確保・住民の助け合い

まずは自らの命の安全を確保しましょう。自らの命の安全を確保したのち、助けを求める声に耳を傾け、救出・救命活動などを実施。

##### 2) 出火防止

地震発生時の火災は、被害を大きくする可能性があるため、出火防止が重要である。地震発生の際に火災を未然に防止することができれば、負傷者を落ちついて救出・救護することが可能になります。

##### 3) 避難

けが人や子供、高齢者など避難行動要支援者を優先して、避難を促しましょう。

また、危険な場所にいるにもかかわらず避難していない人には、自らの命の安全を確保したうえで避難所への避難を呼びかける。

#### 5) 災害時の活動

災害時は負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。

公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

##### 1) 情報の収集と伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地域住民に伝達します。

また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめて防災機関に連絡します

##### 2) 救出・救助活動

自分自身が怪我をしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出活動を行います。

##### 3) 要支援者への支援

災害発生時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や子供など人の助けを必要とする要配慮者です。こうした要配慮者を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

##### 4) 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

##### 5) 医療救護活動

医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

地域内医療機関による手当については、別途支援協定書により依頼する。

##### 6) 避難誘導

地域住民を安全な場所へ誘導します。

状況により、住民の集団による避難・誘導を安全に行います。

## 6) 復旧・復興期の活動

災害発生後、もとの生活に戻れるよう町と連携し復旧・復興に努める

## 1) 被災者に対する地区での支援

被災した地区住民のコミュニティを形成し、課題の把握や支援を行います

## 2) 芳賀町との連携

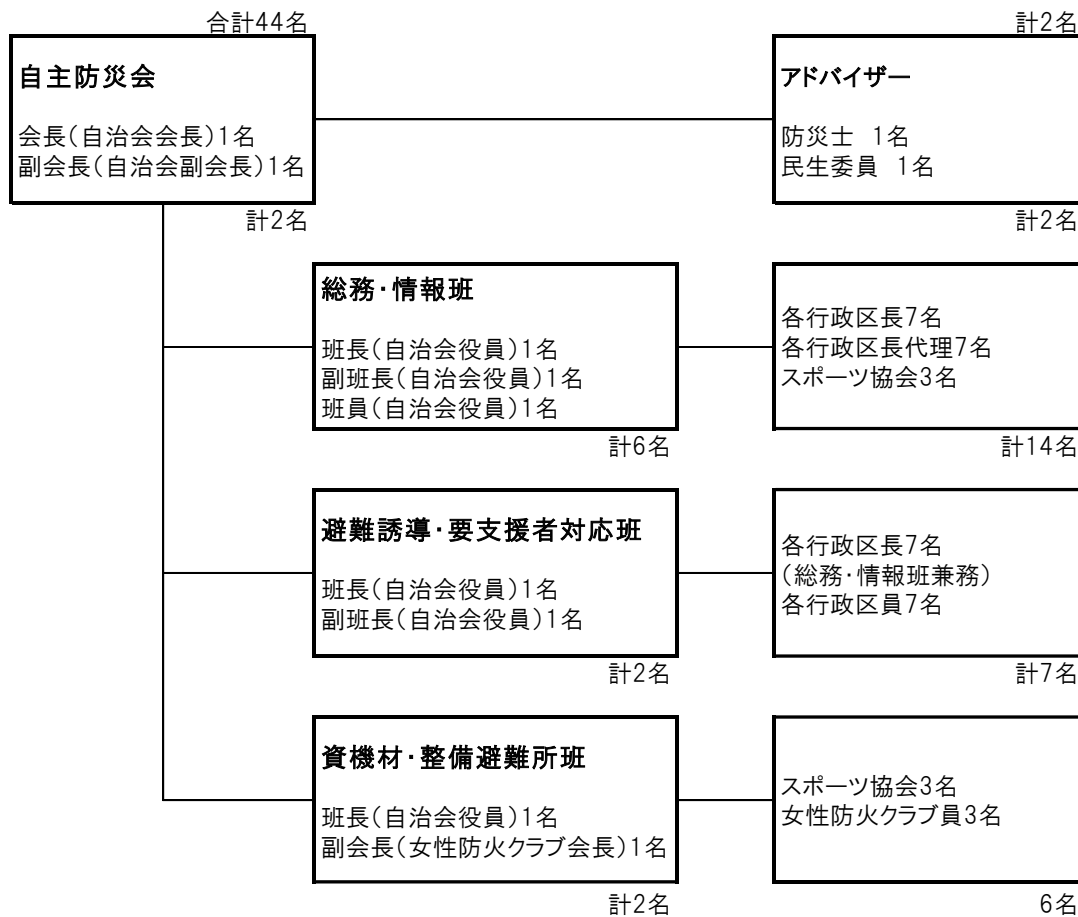
復旧・復興に向けて町と連携し街づくり等を行います

## 8. 関係機関一覧

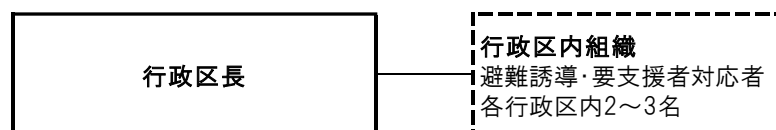
	組織等の名称	連絡先	住所	備考
芳賀町役場	代表	028-677-1111		
	企画課 みらい創生係	028-677-6012		
	総務課 地域安全対策係	028-677-6029		
	建設課 土木係	028-677-1113		
	都市計画課 下水道係	028-677-6021		
芳賀町 指定避難場所	町民会館	028-677-0009		
	芳賀東小学校	028-677-0025	祖母井 388	
	道の駅はが	028-677-6000	祖母井 842-1	
	芳賀中学校	028-677-0392	与能 855-1	
	町第二体育館	-	与能 861-1	
	生涯学習センタ	028-677-0306	下高根沢 2552	
	芳賀北小学校	028-677-0272	芳志戸 1030	
	上給地域体育館	028-677-5155	上稲毛田 825	
	芳賀町工業団地管理センタ	028-677-5033	芳賀台 98	
	芳賀南小学校	028-678-7373	西水沼 41	
	生涯学習センタ水橋分館	028-678-0004	西水沼 2254	
警察	真岡警察署	0285-84-0110		
	真岡警察署下延生駐在所	028-678-0195		
消防	芳賀地区広域行政事務組合消防本部	0285-82-0119		
公的機関	真岡消防署芳賀分署	028-677-0212		
	芳賀中部上水道企業団	028-677-1661		
	芳賀町社会福祉協議会	028-677-4711		
	芳賀町地域包括支援センタ	028-677-6080		
ライフライン	NTT 東日本栃木支店	028-622-4256		
	東京ガス宇都宮支店	028-634-1911		
	東京電力栃木カスタマ-センタ-	0120-995-112		

■付則1

下延生自主防災会組織及び防災活動体制



※避難誘導・要支援者組織(行政区内組織)



■ 付則2

避難所開設ガイドライン(下延生集落センター臨時避難所開設手順)

発災後、自治会と地域の方々が協力して行なわなければならないのが避難所運営となる。大規模な災害が発生した場合は、混乱した中での避難所運営が予想される。

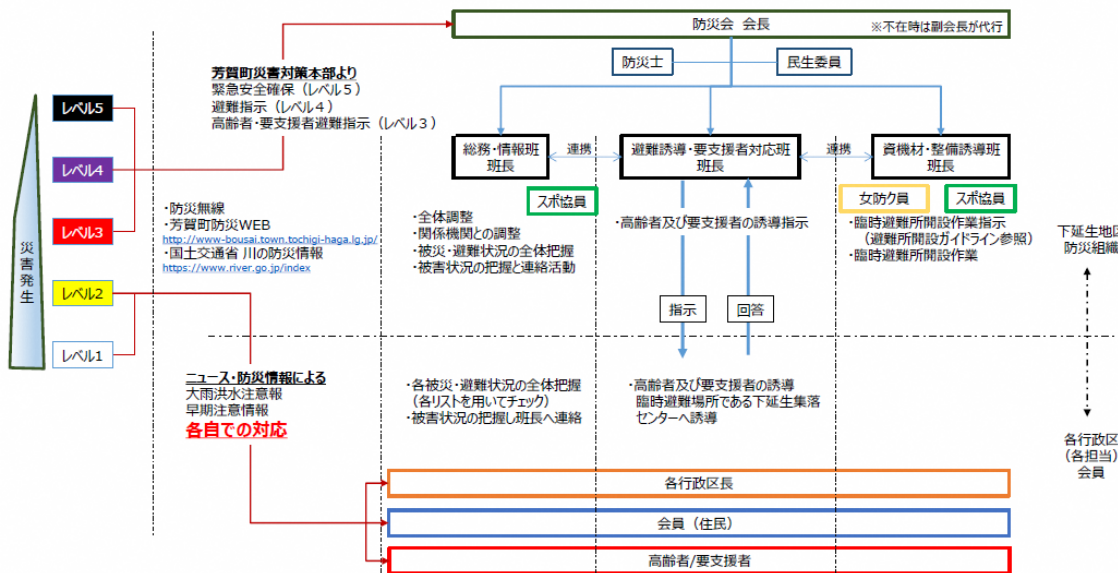
下延生集落センターにて設例及び運用になる際には、地域や避難所となる施設の実情に合わせ、追加・修正・変更等を行い、実行性を高めていく必要がある。

災害はいつ起るかわかりません。災害対策は、事前の準備や訓練を積み重ね、日ごろからの平時の備えが最も重要となります。

手順

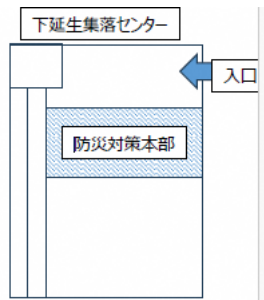
この手順は芳賀町災害発生レベル 3 以上について下延生集落センターに避難所を開設しようとする時点から適用する。なお、集落センターの避難所は最大で 3 日間、72h のみの対応となり、その後、長引く場合、町指定の避難所(トレーニングセンター等)へ避難する。

災害発生状況による各組織の役割とフロー (補足)



氾濫警報情報/洪水警報/大雨警報を受報あるいは、町のレベル3以上の避難情報を受報に伴い防災会は防災本部(下延生集落センター)を設置し各班の活動を開始する

⇒防災対策本部は小部屋(下図)に設置テーブル・ホワイトボード・ノート PC・通信機器(各自)・拡声器



・防災会は各行政区長に対して高齢者・要支援者の適切な避難支援を要請する

⇒自治会避難誘導・要支援者対応班が各行政区長の携帯電話に連絡

(支援者班)連絡リスト作成(行政区長代理者を追加)

・各行政区長は下記の対応を実施し報告する。(各行政区長)

①各行政区にて高齢者・要支援者に対するの支援が必要か確認する

②上記支援が必要な場合は行政区内の支援者で対応する

③上記支援が困難な場合は行政区長または行政区内の支援者が芳賀町消防署(119)へ救助を要請する

④支援の状況/臨時避難所の利用有無を避難誘導・要支援者対応班班長へ報告する

・避難誘導・要支援者対応班班長は報告を受け、自治会 総務・情報班へ逐次報告し臨時避難所利用要請があった場合資機材・整備誘導班に臨時避難所の開設を依頼する。

⇒自治会 資機材・整備誘導班がスポ協 3 名と女防クラブ 3 名で臨時避難所開設手順書に基づき開設作業を行う

・避難された方の家族名、人数の把握・List 化

・必要なもの(簡易テント・パーティション・ベッド・トイレ・その他備品等)を集落センター内に準備し、設営の補助を資機材・整備誘導班がスポ協 3 名と女防クラブ 3 名で実施する。

・感染防止対策の継続として

・手指の手洗いや消毒、換気や清掃など、基本的な感染症予防対策の他、体調不良者や感染が疑われる避難者(以下、「体調不良者等」という。)の専用スペースの設置を行うなど、避難者の受け入れを行う段階から感染症予防対策を行い、感染症の発生・拡大を予防する。

必要最低限の生活の維持・避難所は、住宅の被災等により、自宅での生活が困難な者が避難生活を送る場所であり、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは芳賀町指定避難所へ避難できるまでの一時的な生活の本拠地となるものである。

・災害時、避難所で支援できることには限界があり。避難者の要望全てに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応。

避難してきた人の人数や状況に応じて設置する

簡易テント 10 基(3 人×10 基)、食料(乾パン、水など)3 日分、寝袋 30 個、エアーマット 30 個、発電機 1 台、投光器 2 台

・総務情報班は各行政区の情報を収集しまとめ、防災会会長へ状況を逐次報告する  
⇒総務・情報班は支援者班からの情報をリスト(A3 用紙等)にまとめて集計し報告(基本は紙媒体で管理)⇒リスト作成する

臨時避難所の避難者名簿の作成(入場・退場がわかる書式)

芳賀町への報告事項:避難人数/安否確認数/要支援者の安否確認数/要支援者避難人数

・避難を要請した行政区は避難誘導・要支援者対応班と協調の上、臨時避難所まで避難誘導を行う

⇒各行政区長へ支援者班の臨時避難所が開設された旨を電話もしくはショートメールもしくはメールで発信する

下延生集落センター

入口

防災対策本部

以下 List(世帯リスト及び開設チェックリスト)

※リストや各詳細の手順書については防災本部運営側で管理する

避難所利用者名簿 避難された方の氏名を、世帯ごとに1行に記入 ( 避難所名 ( ) )

No.	区・班・組・町内名	避難者氏名1 <small>年齢</small> ( )	避難者名2 <small>年齢</small> ( )	避難者名3 <small>年齢</small> ( )	避難者名4 <small>年齢</small> ( )	避難者名5 <small>年齢</small> ( )	避難者名6 <small>年齢</small> ( )	世帯 人数	避難 所	安全 確認	入所時間	退所時間	備考
1									避難所 車中				
2									避難所 車中				
3									避難所 車中				
4									避難所 車中				
5									避難所 車中				
6									避難所 車中				
7									避難所 車中				
8									避難所 車中				
9									避難所 車中				
10									避難所 車中				
11									避難所 車中				
12									避難所 車中				
13									避難所 車中				
14									避難所 車中				
15									避難所 車中				
16									避難所 車中				
17									避難所 車中				
18									避難所 車中				
19									避難所 車中				
20									避難所 車中				

災害不明家族の有無を記入(不明家族がいる場合は「あり」)

## 避難所運営のチェックリスト

以下は発災後の標準的な例示です。災害の規模等により対応が必要

<b>(1) 発災～3時間程度</b>	
<input type="checkbox"/>	避難所の開錠(施設管理者、警備員あるいは市職員)
<input type="checkbox"/>	避難所の被災状況の確認、安全確認
<input type="checkbox"/>	避難所の生活スペースの確保
<input type="checkbox"/>	水道施設の被害状況の確認 ・井戸水やプールの水の状況把握、使用(主に生活用水として) ・飲料水等の緊急要請 ・給水拠点の確認及び給水(飲料水)
<input type="checkbox"/>	水洗トイレの使用の可否の確認 ・又は、仮設トイレの設置準備あるいは市災害対策本部への要請
<input type="checkbox"/>	備蓄調達物資の確認
<input type="checkbox"/>	医療救護所スペースの設置
<input type="checkbox"/>	避難所開設の報告・・・様式4
<input type="checkbox"/>	安全が確認された避難所へ避難誘導(避難者に協力依頼)
<input type="checkbox"/>	避難者、帰宅困難者、滞留旅客の受入・・・様式0
<input type="checkbox"/>	避難者カードの配布・回収(避難者の把握)・・・様式3
<b>(2) 3時間後～避難所生活</b>	
<input type="checkbox"/>	避難所施設職員を中心とした避難所運営組織の編成 ・情報連絡員の設置(市災害対策本部)⇒災害の概要周知 ・外来者等への対応窓口の設置 ・避難者対応職員の設置
<input type="checkbox"/>	避難者の班の編成及び代表者の選出
<input type="checkbox"/>	避難所におけるルールの確定
<input type="checkbox"/>	掲示板の設置(入口付近)
<input type="checkbox"/>	備蓄物資、救助物資の配布
<input type="checkbox"/>	不足する物資の把握
<input type="checkbox"/>	食料、物資等の供給要請
<input type="checkbox"/>	ごみ排出、トイレ清掃などルール確立
<input type="checkbox"/>	テレビ・ラジオ・電話・FAX等の設置
<input type="checkbox"/>	臨時物資集積所の設置
<input type="checkbox"/>	炊き出し用食料の要請及び提供
<input type="checkbox"/>	災害ボランティアの要請
<input type="checkbox"/>	災害ボランティアセンターの設置(電話、机、イス等)
<input type="checkbox"/>	災害ボランティアの要請業務確認
<b>(3) 長期化への対応</b>	
<input type="checkbox"/>	避難者及びボランティア中心の組織編成への移行
<input type="checkbox"/>	用途に応じたスペースの確保
<input type="checkbox"/>	プライバシーの確保対策
<input type="checkbox"/>	相談体制の確立
<input type="checkbox"/>	食事メニューの改善
<input type="checkbox"/>	避難所の統廃合

<避難できなかった場合の対応>

大雨警戒レベル 5 の「緊急安全確保」が出された場合、すでに災害が発生しているか、発生している可能性が高く、避難場所への移動は手遅れになっているおそれがある。

外に出るのがすでに危険な場合は、建物の 2 階以上や崖の反対側など、少しでも安全な場所で命が助かるような行動を取る。

避難所開設後、3 日間後に避難所の閉鎖となる。

避難所の閉鎖にあたっては、防災本部主導のもと、避難者自身により、使用した資機材等の後片付けや施設内各所の清掃などを行い、可能な限り原状復帰に努める。

今後の避難所開設・運営に備えて、避難所閉鎖後、市や施設管理者、あるいは自主防災組織(自治会)において、避難所の開設・運営の過程で顕在化した課題や問題点等を明らかにするとともに、それに対する対応策や事前準備等に関する検討・協議の場を持ち、今後の避難所の開設・運営がより円滑に行えるように備えることが重要。また、使用した資機材の稼働点検、あるいは使用・消費した備蓄品の補充等を行い、避難所運営体制の再整備を図っておくことも大切。

備品。機材の点検は毎年 10 月に実施される防災訓練時に確認し、期限切れのものの再購入、機材の点検を実施し、有事の備えとする。